



① 令和2年度5月補正予算の専決処分について

令和2年度5月専決補正予算の概要

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に係る補正予算に即応し、迅速かつ的確に家計や子育て世帯への支援を行うもの

1. 主な事業

(1)新型コロナウイルス感染症対策分:75億2,990万円	(注:◎は新規施策分)
◎ ①特別定額給付金の給付	74億4,970万円
◎ ②子育て世帯への臨時特別給付金の給付	8,020万円

2. 予算規模

◆ 一般会計補正予算額 75億2,990万円【累計 507億1,410万円】

3. 歳入内訳

区分	補正予算額	備考
国庫支出金	75億2,990万円	特別定額給付金給付事業費補助金 ほか

4. 専決処分日

令和2年5月1日(金)

② 新型コロナウイルス感染症対策医療従事者の危険手当の特例支給について(病院局)

感染リスクを伴う検査や治療を行う医療従事者に危険手当を特例支給することとしましたのでお知らせします。

リリースに関するお問い合わせ先

- ① 総務企画部 財政課 財政係 TEL 0895 (49) 7008
(特別定額給付金に関すること)
総務企画部 総務課 TEL 0895 (49) 7007
(子育て世帯への臨時特別給付金に関すること)
保健福祉部 福祉課 子育て支援室 TEL 0895 (49) 7017
- ② (感染症対策医療従事者の危険手当の特例に関すること)
病院局 医療行政管理部 経営企画課 TEL 0895 (25) 1111(代)

①令和2年度5月専決補正予算の主要な事業について(財政課)
(新型コロナウイルス感染症対策分)

[注:◎は新規施策分]

1 ◎ 特別定額給付金事業(総務課) 7,449,700千円

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における家計への支援策として、特別定額給付金を支給するもの。

●特別定額給付金	
給付対象者	基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者
受給権者	給付対象者が属する世帯の世帯主
給付額	給付対象者1人につき10万円
給付開始日	オンライン申請 5月13日(予定)、郵送申請 5月下旬(予定)
申請手続き	オンライン申請(マイナンバーカードを所有している方) 郵送申請
申請期限	8月20日まで(郵送による申請受付開始日から3ヶ月)
事業費	
給付金	7,379,700千円
事務費	70,000千円
財源内訳	国庫支出金(10/10)

2 ◎ 子育て世帯臨時特別給付金事業(福祉課) 80,200千円

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における子育て世帯への支援策として、臨時特別給付金を支給するもの。

●子育て世帯への臨時特別給付金	
給付対象者	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者
給付額	対象児童1人につき1万円
給付開始日	6月15日(予定) ※通常の児童手当と同日に給付
事業費	
給付金	77,000千円
事務費	3,200千円
財源内訳	国庫支出金(10/10)

②新型コロナウイルス感染症対策医療従事者の危険手当の特例支給について(病院局)

感染リスクを伴う検査や治療を行う医療従事者に対する危険手当を特例支給するもの。

対象者・・・医師、看護師、医療技師(診療放射線技師、臨床検査技師等)

直接接触する業務	4千円/日
その他感染者等に接する業務	3千円/日

規程改正・・・令和2年5月1日に改正し、令和2年2月1日に遡って適用